

県議会議員旅費制度の見直しについて
（一般職員及び知事等特別職の旅費制度見直しに合わせた場合の
県議会議員の旅費への影響）

○ 県外旅費の支給額の試算

- ・ 1泊2日で京都市内及び神戸市内で調査を行う場合を想定
- ・ 京都市内の標準的なホテル（1泊朝食付き）に宿泊
- ・ 京都駅⇄調査箇所及び新神戸駅⇄調査箇所 の移動は借上げバスを使用

	現行		改正後	
鉄道賃	新横浜駅⇒京都駅 （新幹線・グリーン車利用）	18,170 円	同左	18,170 円
	京都駅⇒新神戸駅 （在来線利用） 営業キロ数74.7km 所要時間1時間3分 （営業キロ数100km未満のため特急利用不可）	1,320 円	京都駅⇒新神戸駅 （新幹線・グリーン車利用） 営業キロ数75.9km 所要時間28分 （距離要件は廃止となり、運用基準が別に設けられる予定）	3,970 円
	新神戸駅⇒新横浜駅 （新幹線・グリーン車利用）	19,830 円	同左	19,830 円
宿泊料	定額：夕・朝食代込	16,500 円	（宿泊費に名称変更） 実費（上限付き）（京都府の上限は40,000円） （朝食代込）	25,000 円
宿泊手当	—	—	（新設） 夕・朝食代を含む諸雑費 @2,400円-800円（朝食代相当分）	1,600 円
旅行雑費	2日分	240 円	（廃止）	—
	合計	56,060 円	合計（12,510円の増額）	68,570 円

※ 現行、改正後ともに自宅⇄新横浜駅の交通費を支給
※ 内国・外国ともに、実費が上限額を超える場合は、個別協議で増額調整可

○ 国外旅費の支給額の試算

- ・ 3泊4日でシンガポールで調査を行う場合を想定
- ・ シンガポールの標準的なホテル（1泊朝食付き）に宿泊
- ・ シンガポールチャンギ国際空港⇔調査箇所 の移動は借上げバスを使用

	現行		改正後	
航空運賃	羽田空港⇔ シンガポールチャンギ国際空港 (ビジネスクラス利用) ※燃油サーチャージ等含む	501,090 円	同左	501,090 円
宿泊料	定額 (指定都市の定額) @29,000円(夕・朝食代込) × 3泊	87,000 円	(宿泊費に名称変更) 実費(上限付き)(シンガポールの上限は54,000円) @45,000円(朝食代込) × 3泊	135,000 円
宿泊手当	—	—	(新設) 夕・朝食代を含む諸雑費 @5,400円-1,800円(朝食代相当分) × 3泊	10,800 円
日当	4日分 (指定都市の定額) @9,400円 × 4日	37,600 円	(廃止)	—
旅行雑費	空港使用料等	11,740 円	「渡航雑費」に名称変更 空港使用料等	11,740 円
	合計	637,430 円	合計(21,200円の増額)	658,630 円

※ 現行、改正後ともに自宅⇔羽田空港の交通費を支給

※ 内国・外国ともに、実費が上限額を超える場合は、個別協議で増額調整可

○ 応招旅費（車賃）

現行も実費支給であるが、自家用自動車を使用して旅行する場合、実勢価格を踏まえ15円/km→18円/kmとする。また、名称を「車賃」から「その他交通費」に改める。
※現行条例では、「車賃の額は15円/km」を条例で規定しているが、職員については、同じ金額を規程で規定している。条例改正の際に、「県職員が自家用自動車を使用して旅行する場合の旅費の支給の例」と改正することで、金額改正の際に条例改正の必要がなくなる。

○ 施行予定日 令和7年10月1日